

農林水産本省庁舎ゴミ処理業務仕様書

1 目的

本業務は、農林水産本省庁舎（東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物（以下、「廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年千代田区条例第30号）及びその他関係法令等を遵守し、適正に廃棄物の選別及び搬出を行い、処分又は再利用資源としてリサイクルに資することを目的とする。

2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 処理対象廃棄物及び数量

本業務で選別作業及び処理等を行う廃棄物の年間見込量は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物

① ゴミ屑	55 トン
② 生ゴミ	45 トン
③ 紙類	690 トン
（うちミックスペーパー）	240 トン

(2) 産業廃棄物（工事廃材等を除く）

① 空き缶	10 トン
② 空き瓶	11 トン
③ 廃プラスチック類	
ア) ペットボトル	12 トン
イ) 弁当がら（ビニール袋を含む。）	70 トン
ウ) その他	—
④ その他の産業廃棄物	
ア) 蛍光灯	650 本
イ) 蛍光灯以外の産業廃棄物	80 m ³

（注）廃棄物の量については、あくまで見込み量を示したものであり、本業務の発生上限量を表すものではない。

4 文書廃棄業務対象数量

7に基づく処理を行う廃棄物の数量は次のとおりとする。

紙類 10 トン

(注) 廃棄物の量については、あくまで見込み量を示したものであり、本業務の発生上限量を表すものではない。

5 廃棄物の選別作業及び搬出場所（4で示す廃棄物を除く）

(1) 廃棄物の選別作業場所

① 廃棄物の選別作業等を行う場所は、本館南側の地下1階、2階、5階、6階、8階及び北別館の地下1階の塵芥処理室（以下、「塵芥処理室」という。）のほか、農林水産省大臣官房予算課用度班の職員（以下、「監督職員」という。）の指示する場所とする。

② 本作業を行う場合は、事故及び火災予防に十分注意するとともに、廊下等にゴミを散乱させることのないよう注意して行うこと。なお、散乱させた場合は、速やかに清掃し、清潔に保つこと。

また、空き缶、空き瓶及び廃プラスチック類の選別及び搬出作業を行った後は、必ず缶汁等の汚れを水洗い清掃し、床の汚損、悪臭及び害虫等が発生しないよう、清潔に保つこと。

(2) 廃棄物の搬出場所等

別紙1「ゴミ置場等見取図」のとおりとする。

6 処理要領（4で示す廃棄物を除く）

(1) 廃棄物は、別途契約している清掃業者等が収集した翌日（原則として、農林水産本省庁舎が執務を行う日の翌日とする。）の午前5時00分から午前11時30分までに、各塵芥処理室で別紙2「廃棄物処理業務日誌」の1に掲げる区分に従い選別し、上記5の(2)で指定する場所（以下、「ゴミ置場」という。）へ搬入を行うこと。

なお、選別作業及び搬入作業の実施にあたっては、別途契約している清掃業者等とその詳細について打合せを行った後に実施するものとし、監督職員から指示があった場合にはそれに従うこと。

(2) 一般廃棄物

① 受注者は、各塵芥処理室のゴミ類をゴミ屑と紙類（コピー・OA紙、雑誌・パンフレット・色付き紙、新聞・折込チラシ、ダンボール、ミックスペーパー及びその他）に選別し、それぞれ八ツ手麻袋等に梱包し、午前11時30分までに搬出すること。

また、本館地下1階に設置した大型裁断機で裁断して八ツ手麻袋に入れた用紙類は、午前9時30分までに搬出し、八ツ手麻袋は翌日返却すること。

なお、紙類については、再利用資源として、廃棄物処理法第20条の2第1項の登録を受けた「廃棄物再生事業者」等の適正なりサイクルルートへ回すものとする。

残りのゴミ屑については、優先的に東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場に搬

入すること。

- ② 受注者は、ゴミ置場の生ゴミを優先的に搬出し、東京二十三区清掃一部事務組合の焼却場に持込み処分を行うこと。

(3) 産業廃棄物

- ① 受注者は、ゴミ置場の空き缶、空き瓶及び廃プラスチック類（ただし、弁当がらを除く。）等の産業廃棄物を選別し、「廃棄物再生事業者」等の適正なりサイクルルートへ回すこと。
- ② 受注者は、弁当販売業者が回収し、ゴミ置場に搬入した廃プラスチック類（弁当がら等）については、午後1時00分から午後3時00分までの間に、選別し、ハツ手麻袋等に梱包し、翌日の午前11時30分までに搬出すること。
- ③ 受注者は、上記①及び②の選別作業等により新たに発生したりサイクル可能な産業廃棄物については、可能な限り、再利用資源として「廃棄物再生事業者」等の適正なりサイクルルートへ回すこと。

7 文書廃棄業務

- (1) 監督職員が指示する集積場所から開庁日の午前5時00分から午前8時00分までに文書を搬出する。搬出場所から溶解、粉碎等の処理施設までの搬送に当たっては、標準積載量4トン程度で荷室が全密閉及び施錠できる車両を使用し、詰め替えを行わずに直接処理施設に搬入すること。
- (2) 古紙再生の阻害となるものを除外する設備及び体制が整備された処理施設において、溶解、粉碎その他適切な方法により当該文書の内容の判読及び復元を不可能にした上で、印刷・情報用紙及び衛生用紙として再生可能とする処理を行うこと。
なお、溶解処理の場合は異物除去システムが導入された設備により処理を行うこと。
- (3) 作業終了後は当該ゴミ処理施設が発行する処理方法が明記された業務終了証明書及び運搬時間がわかる書類を速やかに監督職員へ提出すること。

8 応札者の条件

- (1) 廃棄物処理法第7条第1項に規定する「一般廃棄物収集運搬業の許可」並びに同法第14条第1項に規定する「産業廃棄物収集運搬業の許可」及び第6項に規定する「産業廃棄物処分業の許可」を受けた者であって、それぞれの許可証の写しを提出した者であること。
なお、許可証の有効期限が到来する場合にあつては、更新申請を行っていることを証明する書類を、また、更新後の許可証が発行された場合には、速やかにその写しを提出することができる者であること。
- (2) 入札日からさかのぼって特定不利益処分^(※)を5年間受けていない者であり、別紙3の誓約書を提出できる者であること。
なお、書類提出日から入札日までの期間に、特定不利益処分を受けた場合には、速やかに当該処分を受けたことを報告するものとする。
- (3) 直近3カ年において、一の排出事業場（所）で一年以上にわたり、3の廃棄物の収集

- ・運搬及び処分業務の契約実績がある者であって、これを確認できる書面を提出した者であること。
- (4) 紙類のリサイクル業務において、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、自社で古紙等を圧縮梱包できる施設を有していること、個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者、実施体制について確認できる書面を提出したものであること。
- (5) 個人情報を適切に管理する能力があることを保証する者として以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア ISO27001 認証取得事業者
 - イ プライバシーマーク使用許諾事業者
 - ウ 個人情報保護方針が整備されている事業者

9 その他

- (1) 本業務を実施する作業員は、常に4名以上を確保すること。
- (2) 廃棄物の処理手数料及び事務手続きに関する一切の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 本業務に必要な一般廃棄物管理票及び産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト伝票」といい、いずれも紙伝票とする。）は、受注者が準備し、購入に要する費用は受注者が負担すること。
- (4) 受注者が本業務を実施するために必要な電気、ガス及び上下水道の使用については無償とする。
- (5) 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用すること。

また、受注者は、これらを返還すべきときは、受注者の費用負担で提供前の状態に回復すること。
- (6) 受注者は、業務を履行する上で必要な機械器具及び消耗品類をすべて準備し、これらに要する費用は受注者が負担すること。
- (7) 受注者は、リサイクルに関する書類を常に整備するとともに、マニフェスト伝票に必要な事項を記入し、当該マニフェスト伝票が定める期日までに発注者へ報告すること。
- (8) 受注者は、廃棄物処理業務日誌（別紙2）を業務実施日ごとに作成し、翌月10日までに、監督職員へ提出すること。
- (9) 受注者は、紙類の搬出等に使用する金網カゴ（寸法は、980 mm(W)×800 mm(D)×720 mm(H)程度）を用意し、監督職員の指定する場所に、常時50台以上置くものとする。

なお、3月、6月、9月及び12月については、監督職員からの指示に従い、最大150台の金網カゴを用意すること。
- (10) 業務遂行に当たって、従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- (11) 情報の漏えいや、漏えいのおそれが発生した場合、即時に原因等を究明し対応の上、内容及び対応状況を直ちに報告すること。
- (12) 本仕様書に明記されていない業務が発生した際は、発注者と協議により決定すること。

10 協 議

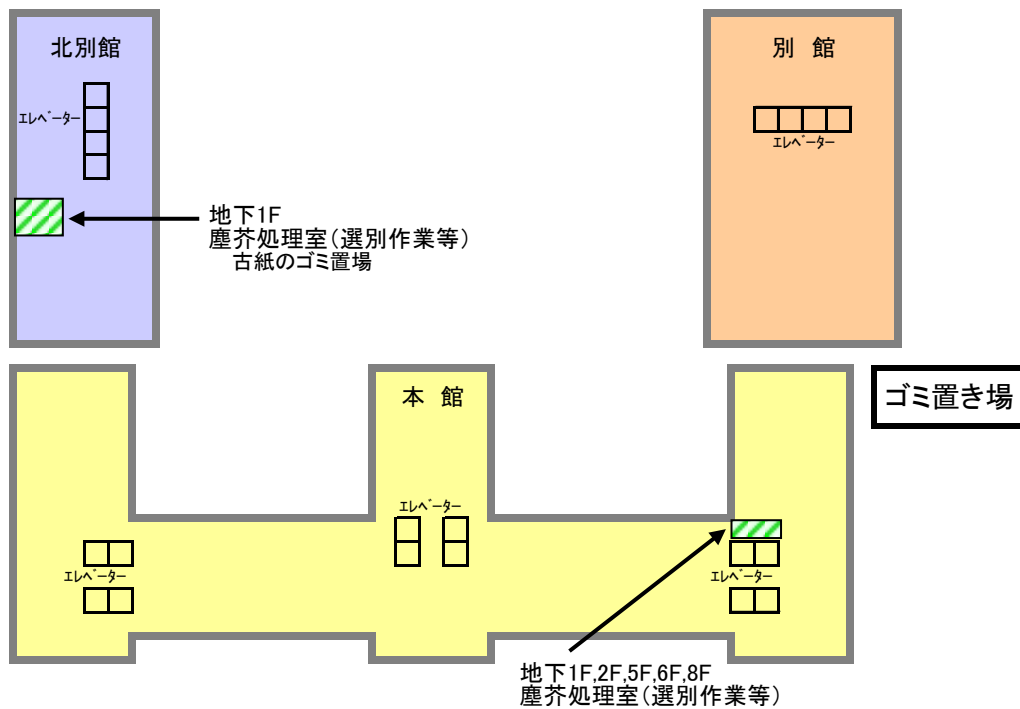
受注者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた時には、速やかに監督職員と協議し、これの適切な処理を行い、誠実に対応すること。

(※) 特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分であり、以下に特定不利益処分の種類と根拠条文を記載する。

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む）
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取り消し	第9条の2の2 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
5	広域処理認定の取消し	第9条の9第10項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む）
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項 第19条の4の2第1項 第19条の5 第19条の6第1項

別紙1

ごみ置場等見取図



※ 搬出ルート等については、監督職員と協議の上決定すること。

廃棄物処理業務日誌

令和 年 月 日 曜日

1 処理量

(1) ゴミ屑	袋	kg
(2) 塵芥類		
① 生ゴミ	ポリバケツ 個	kg
(ア うち庁舎分)	(ポリバケツ 個)	(kg)
(イ うちテナント分)	(ポリバケツ 個)	(kg)
② 空き缶		kg
③ 空き瓶	ダンボール 個	kg
(3) 紙類		
① コピー・OA紙		kg
② 機密文書（一括処理文書）		kg
③ 雑誌・パンフレット・色付き紙		kg
④ 新聞・折込チラシ		kg
⑤ ダンボール		kg
⑥ ミックスペーパー		kg
⑦ その他（ ）		kg
(4) 廃プラスチック類		
① ペットボトル		kg
② 弁当がら（ビニール類）		kg
③ その他		
(5) その他の産業廃棄物		
① 蛍光灯		本
② ①以外の産業廃棄物		

2 運搬車両

	トラック積載量	台数	搬出時間
(1) ゴミ屑	t 車	台	時 分
(2) 塵芥類	t 車	台	時 分
(3) 紙類	t 車	台	時 分
(4) 廃プラスチック類	t 車	台	時 分

3 作業者及び作業時間

作業者氏名	作業時間
	時 分 ～ 時 分
	時 分 ～ 時 分
	時 分 ～ 時 分
	時 分 ～ 時 分
	時 分 ～ 時 分

(別紙3)

誓約書

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

平成 年 月 日から令和 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）